**平成２６年（フ）第４０８号**
大阪府岸和田市荒木町１丁目２番22号
債務者　山下　千鶴
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第４１２号**
大阪府泉南市樽井７丁目６番21号エスポワール泉南Ｂ棟101号
債務者　熊谷　友和（旧姓木佐貫）
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第４２２号**
大阪府和泉市黒鳥町３丁目25番33号
債務者　蓮香　裕佳
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第４２３号**
大阪府和泉市いぶき野５丁目２番１―703号
債務者　薮本　静香
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第４２５号**
大阪府和泉市鶴山台２丁目２番７―103号、前住所大阪府和泉市鶴山台２丁目２番７―304号
債務者　伊藤　和枝
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第４３４号**
大阪府岸和田市西之内町11番５―103号
債務者　中澤　康彦
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第４３６号**
大阪府岸和田市磯上町１丁目11番33―604号
債務者　久米川利夫
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第４３９号**
大阪府岸和田市上町40番８―307号
債務者　松井　　新
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第９１号**
長崎県大村市植松１丁目195番地９　グランデールひかる205号
債務者　作野　健一
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２６年（フ）第１０３４号**
札幌市東区東苗穂１条２丁目６番13―28号
債務者　三井　和裕
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１１２３号**
札幌市東区北28条東14丁目１番26号　アップルハウス北28条Ⅱ201号
債務者　川崎　正直
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１１６１号**
北海道千歳市富士２丁目６番４号　パレスＯＨＫＡＮ202号
債務者　工藤　公代
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１６１６号**
札幌市中央区南11条西12丁目１番36―403号
債務者　塩入　久夫
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１６４２号**
札幌市西区西野５条８丁目14番25号　右号
債務者　森下　太郎
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１６５１号**
北海道恵庭市柏陽町３丁目29番地９　第２サンタモニカ202号
債務者　神尾　留奈（旧名勉）
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１４号**
北海道名寄市西１条北６丁目１番地４　ＤＯＵＸ１．６Ｎ205号室
債務者　高橋　直樹
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
旭川地方裁判所名寄支部

**平成２６年（フ）第１８２号**
群馬県高崎市矢中町859番地13
債務者　永田　亜矢
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部